特別相談「多重債務110番」の実施結果について

東京都と23区26市1町は、東京三弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター(法テラス)などの法律専門相談窓口等と連携して、平成27年3月2日(月)及び3日(火)の2日間、特別相談「多重債務110番」を実施しましたので、その結果をお知らせします。

主な相談結果

- 特別相談期間中の相談件数は、全体で250件
 - ・東京都消費生活総合センター 79件
 - ・区市町の消費生活センター 55件
 - ・弁護士会、司法書士会、法テラス及び協力実施団体 116件

《東京都消費生活総合センターで受け付けた相談の概要》

- 相談者の平均年齢は50.4歳
- 3社からの借り入れが最も多い
- 一人当たりの平均債務額は832万円
- 当初の借入れ理由でもっとも多いのは「低収入・収入の減少」
- 都内消費生活センターから「東京モデル」(別紙参照) により16件を東京三弁護士会、法テラスなどの法律専門相談窓口につなぎ、フォローアップしました。

実施概要

- 実施日 平成27年3月2日(月)・3日(火)の2日間
- 実施団体 東京都消費生活総合センター、都内23区26市1町の消費生活センター、 東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会、東京司法書士会、 日本司法支援センター(法テラス)、(公財)日本クレジットカウンセリング協会、 全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会、財務省関東財務局東京財務事務所、 日本貸金業協会、東京都生活再生相談窓口
- ※「多重債務110番」は、「自殺防止!東京キャンペーン特別相談」(福祉保健局)と連携して実施しました。
- ★多重債務に関する相談は、引き続き、東京都消費生活総合センター 03-3235-1155 及び区市町村の消費生活相談窓口で受け付けています。一人で悩まずに、早めにご相談ください。

「問合せ先」

東京都消費生活総合センター相談課 電話 03-3235-1219

〇主な相談事例

【生活費の借入れから多重債務となった相談例】

10年前に弁護士に依頼し自己破産の債務整理をしている。3年前から、また生活費のために借り入れをし、残債が300万円ある。月々10万円返済しているが、債務が減らず、収入の半分以上を返済にまわさなければならず、支払いが困難。このままでは生活ができないので、債務整理をしたい。2回目の自己破産は可能なのか。

(債務額 300万円、30歳代 男性)

【ギャンブルがきっかけで、借金を繰り返し多重債務となった相談例】

パチンコ等のギャンブルがきっかけで、銀行2社、サラ金7社から、次々と自転車操業的に借金を繰り返し、総額1000万円の借金がある。一部は退職金で完済した。最近転職したばかりで、手取り月収が少なく、返済ができない。家賃も2か月滞納していて、保証会社から支払い請求されている。もうどこからも借入ができなくなり、最近、携帯電話6台を購入すれば融資すると騙されて、結局、端末代金などを自分が支払わなければならず、借金がさらに増えてしまった。財産もなく収入もない。どうしたらよいか。

(債務額 1000万円、50歳代 男性)

【カウンセラーが対応した相談例】

○ 5年前にクレジットカードを作ったのがきっかけで、次々とクレジットカードで買い物をし、その返送のために銀行のローンカードを作った。手持ちのカードが限度額に達し、サラ金のカードも作ったが、返済のための借り入れを繰り返し、そのカードもついに限度額に達した。債務が400万円を超えており、すべてリボ払いで返済している。月々の返済額が20万円近くになり、手取り月収を超えているが、買い物がやめられない。

(債務額 440万円、20歳代 女性)

○ サラ金4社からの借金が膨らみ、3年ほど前に、銀行で130万円のおまとめローンを組んだ。 結局その後も返済のために、サラ金から110万円を借金し、パソコンを購入してその債務も 20万円くらいある。両親から家賃や生活費の援助を受けて、何とか生活している状態。パチ ンコで給料の大半を使ってしまい、これではいけないと、ギャンブル依存症の自助グループに 通い始めたが、パチンコをやめることができない。

(債務額 240万円、20歳代 男性)

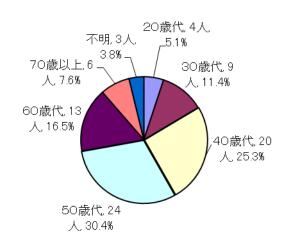
東京都消費生活総合センターで受け付けた相談の概要

<相談内容の分析>

(*パーセンテージの合計は、端数処理の関係で100%にならない場合があります。)

(1) 相談者の年齢構成

- ・平均年齢は50.4歳
- ・最年長は85歳(女性)、最年少は25歳(女性)
- ・一番多い年代は50歳代



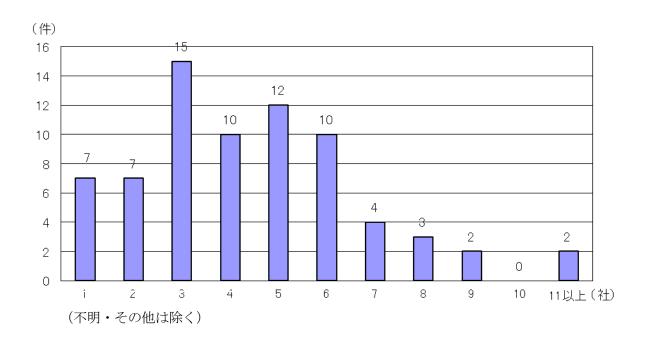
平均年齢の推移

(単位:歳)

実施時期	平均年
	蛤
平成 22 年 9 月	54.4
平成 23 年 3 月	48.0
平成 23 年 9 月	51.7
平成 24 年 3 月	51.8
平成 24 年 9 月	50.1
平成 25 年 3 月	49.7
平成 25 年 9 月	53.2
平成 26 年 3 月	54.3
平成 26 年 9 月	53.8
平成 27 年 3 月	50.4

(2) 借入先数 (※同じ会社から複数の借入れがあるときは1社としてカウント)

- ・3社から借りている人が最も多い
- ・最大借入先数は14社



(3) 債務の状況

- 一人当たりの平均債務額は832万円
- 1,000 万円以上の債務者の割合が27.8%で一番多い
- 最高債務額は4,500万円

不明その他 100万円未満, 6件,7.6% .12件,15.2% 1000万円 以上,22件, 27.8% .100万円~300 万円未満,21 件, 26.6% 500万円 ~1000万円未300万円~500 満,5件,6.3% 万円未満,13

件, 16.5%

平均債務額の推移

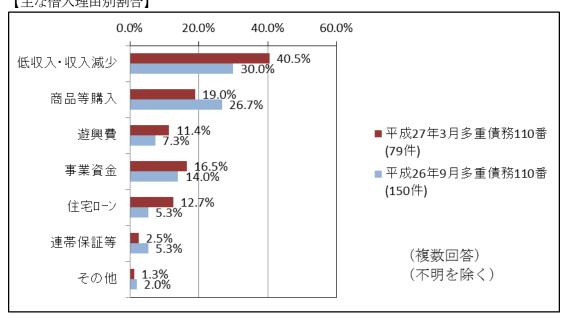
(単位:万円)

金額
435
380
800
690
645
481
873
1140
970
832

(4) 主な当初の借入れ理由

- ・借入れ理由で最も多いのは「低収入・収入の減少」。
- ・「低収入・収入の減少」「住宅ローン」「遊興費」の理由による借入れの割合が増加した。

【主な借入理由別割合】



多重債務相談「東京モデル」のイメージ

弁護士、司法書士に直接 相談するのは敷居が高 い・・・。 費用も心配だ・・・。





相談者





相談者

消費生活センター

- ①丁寧な聞き取り
- ②債務整理表等により債務状況を整理 ③債務整理方法・専門窓口の情報提供

法律専門家からの通知で、 取立てはストップします。



- ○東京都消費生活総合センターでは
- ◆平成20年1月 多重債務専門グループ設置 「東京モデル」試行開始
- ◆平成20年4月 「東京モデル」本格実施
- ○都内各消費生活センターでは
 - ◆平成20年9月 「多重債務110番」を機に活用開始

①相談員が専門相談窓口を 予約

②相談者が専門相談窓口に 相談、専門家の助言を受ける (無料)

③相談状況を連絡 (受任状況・解決の方向性等)

相談者が出向かなかった場合など、 相談員がフォローアップ

連携・協力

専門相談窓口





法律専門家 法律専門家

弁護士会

司法書士会

(公財) 日本クレジットカ ウンセリング協会

法テラス

東京都生活再生 相談窓口

全国クン゙ット・サラ金被害者連絡 協議会、被害者の会

簡易裁判所

行政各機関・警察